

表1 環境報奨金

(1) 電気自動車またはハイブリッド車の新車購入に対する環境報奨金 (2020年6月から12月まで)		
主な適用条件: ・ CO2排出量50g/km以下 (電気自動車またはPHEV) ・ 契約期間2年以上のレンタルまたは購入されたもの ・ 購入後 6 ヶ月以内に申請 (リース契約の場合はリース料支払い開始から 6 ヶ月以内に申請)		
CO2排出量	自動車価格	報奨金
20g/km以下	4万5,000ユーロ未満	税込購入価格の27% [上限7,000ユーロ (個人)、5,000ユーロ (社用)]
	4万5,000ユーロ～6万ユーロ	3,000ユーロ
	6万ユーロ以上 (燃料電池自動車)	
21g/km～50g/km	5万ユーロ以下で運航距離50km以上のPHEV	2,000ユーロ
(2) レトロフィット (改造車) に対する環境報償金		
課税対象所得額		報奨金
1万8,000ユーロ以下		購入価格の80% (上限5,000ユーロ)
1万8,000ユーロ以上		2,500ユーロ

(出所) フランス政府発表資料から作成

表2 自動車産業支援に含まれた新たな買い替え支援（2020年6月から12月まで。最初の20万台に限る）

1人当たりの課税対象所得額	1万8,000ユーロ以下の世帯	1万8,000ユーロ超の世帯
廃車する車種 (申請までに最低1年間所有)	●ガソリン車：2006年1月以前に新規登録	
	●ディーゼル車：2011年1月以前に新規登録	
買い替え支援の対象条件	●電気自動車（CO2排出量20g/km以下）	
	●排ガスレベル認定シール（Crit'Air）1レベル（注）に認定されたPHEV（CO2排出量50g/km以下）	
	●排ガスレベル認定シール（Crit'air）1レベルまたは2レベル（注）に認定された内燃自動車（CO2排出量51g/km～137g/km）、Crit'air 2レベルに認定された車は2019年9月1日以前に新規登録されたものに限る。	/
	●契約期間が2年以上のリース契約または購入された車	
	●税込価格6万ユーロ以下、ただし、燃料電池自動車は6万ユーロ超も対象、PHEVは5万ユーロ以下が対象	
	●購入して6カ月以内または総走行距離が6000kmに達する前に売却されていない車	
補助金		
電気自動車・燃料電池自動車		
環境報奨金との併用が可能	購入価格の80%（上限5,000ユーロ）	2,500ユーロ
PHEV		
航続距離50km超 環境報奨金との併用が可能	5,000ユーロ	2,500ユーロ
航続距離50km以下 環境報奨金の上乗せなし	3,000ユーロ	1,500ユーロ
内燃自動車		
環境報奨金の上乗せなし	3,000ユーロ	

（注）排ガスレベル認定シール（Crit'air）1レベルはPHEVとEURO5、EURO6を満たし、2011年1月1日以降に新規登録されたガソリン車。2レベルはEURO4を満たし、2006年1月1日から2010年12月31日までに新規登録されたガソリン車とEURO5およびEURO6を満たし、2011年1月1日以降に新規登録されたディーゼル車。

（出所）フランス政府発表資料から作成